

## ○鹿児島大学病院長候補者選考委員会規則

平成 31 年 3 月 22 日  
規則第 25 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島大学の学部長等の任命等に関する規則(平成 16 年規則第 110 号)第 2 条第 3 項の規定に基づき、鹿児島大学病院長候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第 2 条 選考委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 鹿児島大学病院長候補者選考基準の策定及び公表に関すること。
- (2) 鹿児島大学病院長(以下「附属病院長」という。)候補者を選考し、学長に推薦すること。
- (3) その他附属病院長候補者の選考に関すること。

### (組織)

第 3 条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長 2 名以内
- (2) 大学院医歯学総合研究科長
- (3) 医学部長
- (4) 歯学部長
- (5) 学長が委嘱する学外の有識者 2 名
- (6) その他学長が必要と認める者 若干名

2 前項第 5 号の委員については、次に掲げる各号のいずれにも該当しない者から選任する。

- (1) 過去 10 年以内に鹿児島大学(以下「本学」という。)と雇用関係があること。
- (2) 過去 3 年間において、年間 50 万円を超える寄附金又は契約金等を本学から受領していること。
- (3) 過去 3 年間において、年間 50 万円を超える寄附を本学に対して行っていること。

3 第 1 項各号の委員は、学長が任命又は委嘱する。

4 委員の任期は、次期附属病院長が任命される日の前日までとする。

### (委員長)

第 4 条 選考委員会に委員長を置き、前条第 1 項第 1 号から第 4 号までの委員の中から学長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

### (議事)

第 5 条 選考委員会は、委員の 5 名以上かつ第 3 条第 1 項第 5 号の委員の 2 名の出席がな

ければ、議事を開くことができない。

2 議事は、出席者した委員の3分の2以上をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委員名簿の公表)

第7条 学長は、選考委員会を設置したときは、委員名簿及び委員の選定理由を遅滞なく公表する。

(鹿児島大学病院長候補者選考基準の策定及び公表)

第8条 選考委員会は、附属病院長候補者選考のため、鹿児島大学病院長候補者選考基準の案を策定し、学長の承認を得る。

2 選考委員会は、前項の規定により学長の承認を得た場合には、遅滞なく鹿児島大学病院長候補者選考基準を公表する。

(附属病院長候補適任者の推薦)

第9条 選考委員会は、附属病院長候補者の選考にあたり、鹿児島大学病院(以下「附属病院」という。)に対して、鹿児島大学病院長候補者選考基準を踏まえた3人の附属病院長候補適任者の推薦を求める。

(委員の辞任)

第10条 委員が附属病院長候補適任者となった場合は、当該委員を辞任するものとする。

2 学長は、前項の規定により委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて、第3条第1項各号(第2号から第4号までを除く。)の委員を新たに任命することができる。

(事務)

第11条 選考委員会の事務は、附属病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるものほか、附属病院長候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。